

御殿場市マスコットキャラクターの取扱いに関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、御殿場市マスコットキャラクター「ごてんばこめこ」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(活用)

第2条 キャラクターは、御殿場市（以下「市」という。）の魅力を広く市内外にPRするため、印刷物、広報紙、その他媒体を用いて積極的に活用するものとする。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、市に属する。

(使用承認申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ御殿場市マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市の機関が使用するとき。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 市、御殿場市教育委員会の共催又は後援の承諾を受けた事業において使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(使用承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。
 - (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
 - (3) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれがあるとき。
 - (4) 特定の個人又は団体を市が公認しているとの誤解を与えるおそれがあるとき。
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業のために使用するおそれがあるとき。
 - (6) 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年条例第55号）に規定する有害図書類、有害がん具類等、有害広告物及び有害公告ビラのために使用するおそれがあるとき。
 - (7) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用するおそれがあるとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用について適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用を承認したときは御殿場市マスコットキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、使用を承認しないときは御

殿場市マスコットキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、使用承認に際し、条件を付することができる。

（使用承認期間）

第6条 キャラクターの使用承認期間は、前条第2項の規定により承認を受けた日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、書籍又は映像作品等での使用については、この限りでない。

2 前項の期間は、更新することができる。

3 第3条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

（使用料）

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、市長が付した使用条件に従うこと。

(2) 使用承認によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) キャラクターデザインの改変等をしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(4) キャラクター及び市のイメージを損なう使用をしないこと。

(5) キャラクターには、「©御殿場市」を付記すること。ただし、「©御殿場市」を付記することが困難な場合は、市長が認めた表記方法とする。

(6) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）については、安全性及び品質について十分に配慮し、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、イメージデータ等の提出をもって代えることができる。

（権利設定の禁止）

第9条 使用者は、キャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（変更承認申請等）

第10条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、御殿場市マスコットキャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、変更を承認したときは御殿場市マスコットキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）により使用者に通知する

ものとし、使用を承認しないときは御殿場市マスコットキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により使用者に通知するものとする。

（承認の取消し）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 第8条各号のいずれかに違反したとき。
- (2) 申請書の内容に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、御殿場市マスコットキャラクター使用承認取消通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、前項の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

5 市は、使用承認の取消しにより使用者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

（責任の制限）

第12条 市は、キャラクターの使用によって使用者が被った損害又は使用者が第三者に対して与えた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第13条 この使用基準に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この使用基準は、平成27年5月11日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

御殿場市長 様

住 所
名 称
氏 名 印

御殿場市マスコットキャラクター使用承認申請書

御殿場市マスコットキャラクターを以下のとおり使用したいので、申請します。

なお、使用に当たっては、御殿場市マスコットキャラクターの取扱いに関する基準を遵守いたします。

使用物件名	
使用目的	
使用形態	
使用期間	
使用数量	
連絡先	(担当者) (電話)
添付書類	1 企画書や事業概要書 2 申請者の概要 3 その他参考となるもの ※使用物件を商品等で販売する場合は、商品名、材料、種類、サイズ、製造場所、販売価格、販売場所、図案等を添付すること。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

御殿場市長 様

住 所
名 称
氏 名 印

御殿場市マスコットキャラクター使用変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について、以下のとおり変更したいので申請します。

	変更前	変更後
使用物件名		
使用目的・ 使用方法		
使用期間		
使用数量		
変更理由		